

耐震改修促進法第9条に基づく耐震診断の結果の公表について

耐震改修促進法に基づく耐震診断結果について取りまとめが完了しましたので、以下のとおり公表いたします。

R4.2更新

■病院・診療所

| No. | 建築物の名称 | 建築物の位置 | 建築物の用途 | 耐震診断の方法の名称 附表による | 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果 最小値 | 耐震改修等の状況・予定 | | 備考 |
|-----|-----------|--------------|--------|--|---|-------------|-----------------|--------|
| | | | | | | 内容 | 実施・完了時期 | |
| 1 | 九州大学別府病院棟 | 別府市大字鶴見4546番 | 病院 | A : 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」に定める「第2次診断法」 | Is/ Iso= 1.00 Ctu·Sd=0.54 (0.3·Z·G·U=0.3) | 耐震改修 | 平成28年度 改修工事済 | 法附則第3条 |

■旅館・ホテル

| No. | 建築物の名称 | 建築物の位置 | 建築物の用途 | 耐震診断の方法の名称 附表による | 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果 最小値 | 耐震改修等の状況・予定 | | 備考 (該当条項) |
|-----|---------------|------------------------------------|--------|--|---|-------------|------------------|--------------|
| | | | | | | 内容 | 実施・完了時期 | |
| 1 | おにやまホテル | (本館南棟) 別府市大字鉄輪335-1,335-4,323-2 | ホテル | A : 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」に定める「第2次診断法」 | Is/ Iso= 0.12 Ctu·Sd=0.09 (0.3·Z·G·U=0.27) | 耐震改修 | 耐震改修検討中 | 法附則第3条 |
| | | (本館北棟) 別府市大字鉄輪335-1,335-4,323-2 | ホテル | A : 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」に定める「第2次診断法」 | Is/ Iso= 0.12 Ctu·Sd=0.08 (0.3·Z·G·U=0.27) | 耐震改修 | 耐震改修検討中 | |
| | | (附属棟) 別府市大字鉄輪335-1,335-4,323-2 | ホテル | A : 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」に定める「第2次診断法」 | Is/ Iso= 0.46 Ctu·Sd=0.27 (0.3·Z·G·U=0.27) | 耐震改修 | 耐震改修検討中 | |
| 2 | 城島高原ホテル | (A棟) 別府市大字東山字城島原1548番地1 | ホテル | A : 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」に定める「第2次診断法」 | Is/ Iso= 1.03 Ctu·Sd=0.57 (0.3·Z·G·U=0.27) | 耐震改修 | 平成29年度 改修工事完了 | 法附則第3条 |
| | | (B棟) 別府市大字東山字城島原1548番地1 | ホテル | A : 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」に定める「第2次診断法」 | Is/ Iso= 1.03 Ctu·Sd=0.57 (0.3·Z·G·U=0.27) | | | |
| | | (C棟) 別府市大字東山字城島原1548番地1 | ホテル | A : 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」に定める「第2次診断法」 | Is/ Iso= 1.02 Ctu·Sd=0.56 (0.3·Z·G·U=0.27) | | | |
| | | (中央棟) 別府市大字東山字城島原1548番地1 | ホテル | A : 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」に定める「第2次診断法」 | Is/ Iso= 1.00 Ctu·Sd=0.55 (0.3·Z·G·U=0.27) | | | |
| 3 | 杉乃井ホテル 中館 | 別府市観海寺2272番地の3,外10筆 | ホテル | A : 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」に定める「第2次診断法」 | Is/ Iso= 1.00 Ctu·Sd=0.36 (0.3·Z·G·U=0.27) | 耐震改修 | 平成26年度 改修工事完了 | 法附則第3条 |
| | | | ホテル | D : 一般財団法人日本建築防災協会による「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断基準および耐震改修指針・同解説(2011年版)」に準拠する診断法 | Is/ Iso= 1.09 $q = 0.93$ (Qu/0.25FesWZRtAi=0.9) | | | |
| 4 | 杉乃井ホテル 新パレス | 別府市南立石字北田位1668の1外3筆 | ホテル | A : 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」に定める「第2次診断法」 | Is/ Iso= 1.00 Ctu·Sd=0.27 (0.3·Z·G·U=0.27) | 耐震改修 | 平成27年度 改修工事完了 | 法附則第3条 |
| | | 別府市南立石字北田位1668の1外3筆 | ホテル | D : 一般財団法人日本建築防災協会による「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断基準および耐震改修指針・同解説(2011年版)」に準拠する診断法 | Is/ Iso= 1.12 $q = 1.87$ (Qu/0.25FesWZRtAi=0.9) | | | |
| 5 | 杉乃井ホテル ひかりホール | 別府市南立石字南田位1620-1 | ホテル | A : 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」に定める「第2次診断法」 | Is/ Iso= 1.01 Ctu·Sd≥0.27(RC造) Ctu·Sd≥0.252(SRC造) | 耐震改修 | 令和元年度 改修工事完了 | 法附則第3条 |
| 6 | 杉乃井ホテル 旧パレス | 別府市南立石字北田位1676の1,1677の1 | ホテル | A : 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」に定める「第2次診断法」 | Is/ Iso= 1.05 Ctu·Sd=0.60 (0.3·Z·G·U=0.27) | 耐震改修 | 平成30年度 改修工事完了 | 法附則第3条 |
| | | 別府市南立石字北田位1676の1,1677の1 | ホテル | D : 一般財団法人日本建築防災協会による「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断基準および耐震改修指針・同解説(2011年版)」に準拠する診断法 | Is/ Iso= 1.20 $q = 2.61$ (Qu/0.25FesWZRtAi=1.0) | | | |
| 7 | 杉乃井ホテル 本館 | 別府市大字南立石字坂本2305外7筆 | ホテル | A : 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」に定める「第2次診断法」 | Is/ Iso= 0.42 Ctu·Sd=0.25 (0.3·Z·G·U=0.25) | 耐震改修検討中 | 耐震改修検討中 | 法附則第3条 |
| 8 | 杉乃井ホテル 華館 | 別府市大字南立石字坂本2310番地1 | ホテル | A : 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」に定める「第2次診断法」 | Is/ Iso= 0.18 Ctu·Sd=0.10 (0.3·Z·G·U=0.25) | 除却 | 令和4年度 除却工事完了 | 法附則第3条 |
| 9 | 花菱ホテル・うみ館(旧館) | 別府市北浜2丁目818番地 71.92297.333 | ホテル | A : 一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」に定める「第2次診断法」 | - | 建替え | 令和2年度 建替え工事完了 | 法附則第3条 |

| | | | | | | | | |
|----|---------------|---|-----|---|---|------|-------------------|--------|
| 10 | 花菱ホテル・うみ館(新館) | 別府市北浜2丁目818番地 71.92.297.333 | ホテル | A : 一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」 に定める「第2次診断法」 | - | 建替え | 令和2年度 建替え工事完了 | 法附則第3条 |
| 11 | 別府富士親ホテル | 別府市若草町122-1 | ホテル | E-F : 一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」に定め る「第3次診断法」 「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断基準および 耐震改修指針・同解説(2011年版)」に定める「第3次診断法」 | - | 建替え | 平成30年度 建替え工事完了 | 法附則第3条 |
| 12 | 別府ホテル清風 | 別府市北浜二丁目818-83.818- 84.818-116.818-117.818-263 | ホテル | A : 一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」 に定める「第2次診断法」 | Is / Iso = 1.00 Ctu・Sd=0.51 (0.3・Z・G・U=0.27) | 耐震改修 | 平成29年度 改修工事完了 | 法附則第3条 |
| | | | | C : 一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄骨筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2009年版)」 に定める「第2次診断法」 | Is / Iso = 1.00 Ctu・Sd=0.27 (0.3・Z・G・U=0.27) | 耐震改修 | 平成29年度 改修工事完了 | |
| 13 | ホテル白菊 | 別府市上田の湯町2959-1 | ホテル | D : 一般財団法人日本建築防災協会による 「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断基準および 耐震改修指針・同解説(2011年版)」に準拠する診断法 | Is / Iso = 0.28 q = 0.68 (Qu/0.25FesWZRtAi=1.0) | 耐震改修 | 改修工事予定 | 法附則第3条 |
| 14 | 両箇別邸 | 別府市大字南立石観海寺2498の3 | 旅館 | A : 一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」 に定める「第2次診断法」 | Is / Iso = 1.01 Ctu・Sd=0.40 (0.3・Z・G・U=0.297) | 耐震改修 | 平成29年度 改修工事完了 | 法附則第3条 |

■学校等

| No. | 建築物の名称 | 建築物の位置 | 建築物の用途 | 耐震診断の方法の名称 附表による | 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果 最小値 | 耐震改修等の状況・予定 | | 備考 |
|-----|-------------------|------------------|--------|--|--|-------------|-----------------|--------|
| | | | | | | 内容 | 実施・完了時期 | |
| 1 | 大分県立別府支援学校鶴見特別教室棟 | 別府市大字鶴見4075番地の12 | 支援学校 | A : 一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」 に定める「第2次診断法」 | Is / Iso = 1.05 Ctu・Sd=0.78 (0.3・Z・G・U=0.35) | 耐震改修 | 平成23年度 改修工事済 | 法附則第3条 |
| 2 | 別府市立緑丘小学校管理教室棟 | 別府市大字鶴見3789番地の1 | 小学校 | A : 一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」 に定める「第2次診断法」 | Is / Iso = 1.1 Ctu・Sd=0.81 (0.3・Z・G・U=0.35) | 耐震改修 | 平成22年度 改修工事済 | 法附則第3条 |

■老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

| No. | 建築物の名称 | 建築物の位置 | 建築物の用途 | 耐震診断の方法の名称 附表による | 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価の結果 最小値 | 耐震改修等の状況・予定 | | 備考 |
|-----|----------|---------------------------------------|-------------|--|--|-------------|---------|--------|
| | | | | | | 内容 | 実施・完了時期 | |
| 1 | 愛の里サンヴィラ | (西棟) 別府市大字別府宇丸尾3283番地4、 3283番地6 | 有料老人ホー ム | A : 一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」 に定める「第2次診断法」 | Is / Iso = 0.90 Ctu・Sd=0.50 (0.3・Z・G・U=0.27) | 未定 | 未定 | 法附則第3条 |
| | | (東棟) 別府市大字別府宇丸尾3283番地4、 3283番地6 | 有料老人ホー ム | A : 一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」 に定める「第2次診断法」 | Is / Iso = 0.64 Ctu・Sd=0.35 (0.3・Z・G・U=0.27) | | | |

附表 耐震診断の評価の結果と構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価

(※)震度8強から7に達する程度の大規模の地震に対する安全性を示す。
いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対しては損傷が生ずるおそれは少なく、倒壊するおそれはない。

| | 耐震診断の方法の名称 | 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性 | | | 指標の判断基準 |
|---|--|--|---------|--|--|
| | | I | II | III | |
| A | 一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」 に定める「第2次診断法」 | Is / Iso < 0.5 又は Ctu・Sd < 0.15・Z・G・U | 左右以外の場合 | 1.0 ≤ Is / Iso かつ 0.3 ≤ Ctu・Sd ≤ 0.51 | I : 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い II : 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある III : 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い |
| B | 一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(1990年版)」 に定める「第2次診断法」 | Is / Iso < 0.5 又は Ctu・Sd < 0.15 | 左右以外の場合 | 1.0 ≤ Is / Iso かつ 0.3 ≤ Ctu・Sd ≤ 1.25 | I : 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い II : 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある III : 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い |
| C | 一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄骨筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2009年版)」 に定める「第2次診断法」 | Is / Iso < 0.5 又は Ctu・Sd < (0.14・Rt・G・U)・Z | 左右以外の場合 | 1.0 ≤ Is / Iso かつ (0.28・Rt・G・U)・Z ≤ Ctu・Sd | I : 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い II : 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある III : 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い |
| D | 一般財団法人日本建築防災協会による 「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断基準および耐震改修指 針・同解説(2011年版)」 に準拠する診断法 | Is < 0.3 又は q < 0.5 | 左右以外の場合 | 0.6 ≤ Is かつ 1.0 ≤ q | I : 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い II : 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある III : 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い |

| | | | | | |
|---|--|---|---------|--|--|
| E | 一般財団法人日本建築防災協会による 「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準(2001年版)」 に定める「第3次診断法」 | $I_s/I_{so} < 0.5$ 又は $Ctu \cdot Sd < 0.15 \cdot Z \cdot G \cdot U$ | 左右以外の場合 | $1.0 \leq I_s/I_{so}$ かつ $0.3 \cdot Z \cdot G \cdot U \leq Ctu \cdot Sd$ | I : 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い II : 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある III : 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い |
| F | 一般財団法人日本建築防災協会による 「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断基準および耐震改修指 針・同解説(2011年版)」 に定める「第3次診断法」 | $I_s < 0.3$ 又は $q < 0.5$ | 左右以外の場合 | $0.6 \leq I_s$ かつ $1.0 \leq q$ | I : 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い II : 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある III : 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い |

法附則第3条 要緊急安全確認大規模建築物：病院・店舗・旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校・保育所等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの

法第7条第1項 要安全確認計画記載建築物：県が指定する庁舎・避難所等の防災拠点建築物